

## 4 市町合同婚活事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務目的

人口減少対策の一つとして、同じ課題を共有する4市町（栗原市、登米市、一関市、平泉町）において、県際連携により、広域で男女の出会いの場を創ることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 4市町合同婚活事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「4市町合同婚活事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和9年3月12日まで

### 3 公募型プロポーザルについて

- (1) 採用の具体的な理由  
4市町合同婚活事業を効果的かつ効率的に推進するため、地域の課題を的確に把握し、事業遂行に必要な専門性と実務能力を備えた事業者を公募し、提案内容やこれまでの実績等を総合的に評価することにより、最も適した事業者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用するものである。
- (2) 導入効果  
提出された提案書等に基づき委託事業者を選定することで、結婚を希望する独身男女の出会い創出、イベント満足度の向上、カップル成立数の向上など、本事業の目的達成に向けて最も効果的な事業運営が可能となる。

### 4 スケジュール

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ・公募開始及び参加申込受付開始     | 令和8年7月1日（水）         |
| ・質疑受付               | 令和8年7月1日（水）～7月8日（水） |
| ・参加申込書・企画提案書等提出締切必着 | 令和8年7月21日（火）午後4時    |
| ・企画提案の審査会開催         | 令和8年7月28日（火）        |
| ・結果の通知              | 令和8年8月上旬            |
| ・契約締結日              | 令和8年8月上旬            |

### 5 事業者の選定方法

受託候補者は、4市町合同婚活事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、「6 審査概要」に基づき審査し、選定する。

### 6 審査概要

- (1) 参加資格要件  
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。  
なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。  
また、プロポーザル参加資格がないものの提出書類や提案等は無効とする。
  - ① 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当し

ない者であること。

- ③ 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 契約の履行期間を遵守できること。
- ⑤ 本事業に関する関係法令等に違反していないこと、又は違反するおそれがないこと。

(2) 審査基準

審査における評価項目、評価の着眼点及び配点は以下のとおりとする。（100点×3名＝300点）

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	基本事項	(1)業務を円滑かつ効率的に行うため、事業実施に必要な知識や実績を有しているか。	10点
		(2)本事業の趣旨を十分に理解しているか。	10点
2	実施体制	(1)業務の執行体制が適切であり、実効性があるか。	10点
		(2)安全管理対策（個人情報保護、トラブル防止、苦情対応、情報管理等）が適切に講じられているか。	10点
3	実施方法	(1)仕様書で指定した項目が盛り込まれているか。	10点
		(2)イベント参加に繋がる効果的な情報発信等の手法となっているか。	10点
		(3)イベントにおける参加者の満足度、カップル成立数の向上、イベント終了後における交際継続、成婚へ繋げるための創意工夫がされているか。	10点
4	実績	同種・類似の事業を実施した実績があるか。	10点
5	業務委託料の見積額	見積額は妥当か。	10点
審査項目合計点			90点
6	総合評価	審査項目以外に特に優れた要素がある場合、審査項目の合計点に10点以下の点数を加算する。	10点
総合計			100点

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。所要時間は30分程度（提案者からの説明15分、質疑応答15分。準備時間は除く）とするが、企画提案者の数により時間を変更する場合がある。出席者は企画提案者1者につき3人以内とし、契約を履行する際に「担当者」となる者が必ず出席し、説明すること。なお、当日は、資料の差替えや追加資料の提出は認めない。

(4) 審査方法

審査委員会において行うものとする。

(5) 提案者が1者の場合

提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、この場合、契約候補者となることのできる評価点数の最低基準点を満点の60%とし、審査の結果、最低基準点未滿となった場合は、契約候補者として選定しない。

(6) 結果の通知

受注候補者の選定及び結果の通知・公表については、審査会における審査基準に基づいて行い、速やかに、全ての企画提案者に対して審査結果を次のとおり通知し、公

表する。

- ① 結果の通知：令和8年8月上旬に結果通知書を送付
- ② 公表内容：受注候補者名及びその他必要な事項
- ③ 公表方法：一関市ホームページに掲載

## 7 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 事業者概要調書（様式第2号）
- ③ 参加資格要件確認書（様式第3号）
- ④ 同種・類似業務受注実績報告書（様式第4号）
- ⑤ 企画提案書
  - ・ A4判（補足資料等においては、必要に応じ折り込みA3判も可）、任意様式
  - ・ ページ数に制限は設けないが、下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること企画提案書に記載すべき事項については、次のとおりとする。

#### ア 事業全体の業務実施体制

※本業務の対応人数、業務体制図、本市との連絡窓口となる業務責任者等を明記する。

#### イ 業務に関する内容を表記したもの

※婚活イベント内容、広報、独自の提案などについて明記する。

#### ウ 業務進行に関するスケジュール表

- ⑥ 見積書及び積算内訳書
  - ・ 本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。

(2) 提出期限 令和8年7月21日（火）午後4時（必着）

(3) 提出先 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
一関市役所 まちづくり推進部 交流推進課

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 持参、郵送、電子メール

※メールの場合、到達確認のため、送信後に電話連絡すること

(6) 参加辞退 参加申込後、参加を取りやめる場合は「辞退届」（様式第6号）を提出すること。

### (7) 質問の受付及び回答

参加申込及び企画提案に関する質問については、質疑受付期間中に受け付ける。質問書（様式第5号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

#### ① 受付及び回答期限

令和8年7月1日（水）から7月8日（水）午後4時までとする。

※上記期間中に受付した質問については、都度回答するものとし、本市ホームページへ掲載する。

なお、質問のあった参加申込者名は公表しない。

#### ② 提出先アドレスおよび確認先電話番号

一関市役所 まちづくり推進部 交流推進課

メールアドレス koryu@city.ichinoseki.iwate.jp

電話番号： 0191-21-8194

※件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

到達確認のため、送信後に電話連絡すること。

## 8 参加申込書等に関する実施要領などの交付について

本市ホームページに掲載する。

## 9 失格要件

参加申込者が次に掲げる行為を行った場合は失格とする。

- (1) プロポーザル関係者と不正な接触を行ったとき。
- (2) 各書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。
- (3) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (4) 各書類に虚偽の内容を記載したとき。

## 10 経費負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加申込者の負担とする。

## 11 契約締結

契約候補者と企画提案書に記載された項目に基づき協議し、協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。

## 12 その他

- (1) 公募型プロポーザルは、委託業者を選定するものであることから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込書及び企画提案書等の返却は行わない。
- (4) 参加申込書及び企画提案書等は、提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (5) 最終結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 業務上の留意事項

上記「6(1)参加資格要件」等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので十分留意すること。

## 13 問い合わせ先

一関市役所 まちづくり推進部 交流推進課  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
メールアドレス koryu@city.ichinoseki.iwate.jp  
電話番号： 0191-21-8194  
ファクス： 0191-23-4850